

茨木市立郡小学校PTA規約

(名称)

第1条 本会は茨木市立郡小学校PTAと称し、本会および事務局は茨木市立郡小学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭・地域における児童の福祉と心身の健全な発達をはかるとともに、民主的教育を推進することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次のとおりの方針で活動する。

1. 本会は、営利的・政治的・宗教的色彩をもつものではなく、他のいかなる団体の干渉も受けない。
2. 本会は、この会の目的を果たすため、茨木市内（必要に応じて府・全国）の同じ団体または目的を同じくする団体と協力することができる。
3. 本会は学校の教育活動を助けるために協力するが、学校の管理運営や教職員の人事に干渉しない。

(会員)

第4条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者および府費負担職員とする。学校長は役員にはなれないが、職責上各種の会合に出席して意見を述べることができる。

(会計)

第5条 本会の経費は会費及び寄付金等をもって支弁する。

第6条 会費は月額1口200円とする。

第7条 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外にはこれを使ってはならない。

第8条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日とする。

第9条 本会の会計書類は5年保存とする。

(役員)

第10条 本会の役員は、次のとおりである。

1. 会 長 1名 保護者
2. 副会長 2名以上 保護者
3. 書 記 2名 教職員・保護者 各1名
4. 会 計 2名 教職員・保護者 各1名

第11条 役員任期は1年として4月1日に就任する。ただし、再任を妨げない。

第12条 役員に欠員が生じた場合、総会に諮りこれを補充する。ただし、任期は残余期間とする。

第13条 本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統轄する。常任委員会の委員長・副委員長・委員は会長が委嘱する。総会・運営委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理をつとめる。
3. 書記は、すべての会合ならび活動状況を記録し、各会合の通知連絡をする。
4. 会計は、本会の財産を管理し、金銭の収入支出をすべて正確に記録保管し、年2回総会に収支を報告し、年度末決算においては監査を経て決算報告をする。

(会計監査)

第14条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査を置く。

第15条 会計監査は、一般会員の中から互選によって選出する。

第16条 会計監査の任期は1カ年として4月1日に就任する。ただし、再任を妨げない。

第17条 会計監査は、役員・常任委員を兼ねることができない。

(常任委員会)

第18条 本会は第2条の目的を果たすため次の常任委員会を設け、その任務は次のとおりである。

1. 学年委員会

学校内外で会員および児童が行う活動に運営協力する。また、保健衛生・学校給食の充実に協力する。

(学年交流会・学年集会・給食試食会等)

2. 地区委員会

通学路の要点監視や危険箇所点検等を行い、地域の方々や諸団体と協力し、地域環境浄化を図る。また緊急時の連絡・誘導等に協力する。

(要点監視・危険箇所点検・飛び出し人形の維持管理・地域連絡等)

3. 家庭教育学級委員会

講演会や学習会等を開催し、学校教育、社会教育の基盤となる家庭教育に貢献する。また児童の健全育成の基盤である家庭の役割を再認識できる成人教育の場を提供する。

(講演会・講習会・見学会等)

第19条 各常任委員会に委員長・副委員長・委員を置く。

第20条 常任委員は1人で2つ以上を兼ねることはできない。

(運営委員会)

第21条 運営委員会は、本会の役員及び各常任委員会の委員長・副委員長をもって構成する。

第22条 運営委員会の任務は次のとおりとする。

1. 各種委員会により立案された事業計画を審議検討する
2. 総会に提出する報告書を作成する
3. 必要のある場合には、特別委員会を設ける
4. その他、規約ならびに総会の決議に従って本会の事業を処理する
5. 運営委員会は関係ある者の出席を求め意見を聞くことができる

第23条 運営委員会の例会は毎月1回開くことを原則とする。

第24条 運営委員会の例会の決議は、出席者過半数の同意を必要とする。

第25条 常任委員会および特別委員会は、いかなる事業計画についても運営委員会に報告しなくてはならない。

(特別委員会)

第26条 特別委員会は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱した委員をもって編成し、特定の目的を果たすために置く。その任務が終われば自動的に解散する。

(総会並びに諸会合)

第27条 総会は全会員をもって構成され、本会最高の議決機関である。

第28条 総会の定足数は会員の3分の1（委任状を含む）とする。議決は出席者過半数の同意を必要とする。ただし、本規約の改正は第40条に定める。

第29条 運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

第30条 総会は年2回開くことを原則とする。

第31条 次の事項は、総会において議決をうけなければならない。

1. 事業計画および会計予算
2. 事業報告、決算報告および会計監査報告
3. 役員、会計監査の選任
4. 規約の改正
5. その他重要な事項

第32条 学年別・地区別等諸会合は、各単位会員の同意によって随時開くことができる。

(指名委員会)

第33条 役員の選出を行うときは、指名委員会を設ける。

第34条 指名委員会は、一般会員4名以上と教職員の2者で構成する。

第35条 委員長・副委員長各1名は、委員の中から互選によって選出する。

第36条 定数以上の立候補者がいる場合、指名委員会で協議を行い指名する。

第37条 指名委員会は、各候補者を選出の日の5日前までに全会員に通告する。

(個人情報取り扱い)

第38条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

(規則)

第39条 本会の運営に関し、必要な規則はこの規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

(改正)

第40条 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

附則

本規約は、昭和50年6月23日から実施する。

本規約は、昭和51年5月18日総会において一部改正。

本規約は、昭和52年5月19日総会において一部改正。

本規約は、平成元年3月11日総会において一部改正。

本規約は、平成3年5月14日総会において一部改正。

本規約は、平成11年3月6日総会において一部改正。

本規約は、平成15年1月11日臨時総会において一部改正。

本規約は、平成15年5月17日総会において一部改正。

本規約は、平成24年5月19日総会において一部改正。

本規約は、平成26年3月8日総会において一部改正。

本規約は、平成30年1月13日臨時総会において一部改正。

本規約は、平成30年5月19日総会において一部改正。

本規約は、令和2年1月11日臨時総会において一部改正。

茨木市立郡小学校PTA 委員選出規則

(目的)

- 第1条 茨木市立郡小学校PTA規約第19条ならび第34条により、下記の常任委員会ならびに指名委員会の委員長・副委員長・委員の選出について、この規則を定める。
(学年委員会・地区委員会・家庭教育学級委員会・指名委員会)

(方法)

- 第2条 委員選出はPTA執行部と学年委員会が中心となっていく。
- 第3条 委員選出を効果的に行うため、「PTA委員選出アンケート」を実施できる。
- 第4条 委員経験は1世帯1回を基本とし、原則1世帯2回までとする。ただし立候補される方はこの限りではない。
- 第5条 委員選出の順番は、以下のとおりとする。
- 第1順. 立候補される方で、一緒にされる方がいる方
 - 第2順. 立候補される方で、一緒にされる方がいない方（上級生の保護者優先）
 - 第3順. 委員経験0回で、きょうだい（未就学児を含む）がいない方
 - 第4順. 委員経験0回で、きょうだい（未就学児を含む）のいる方
 - 第5順. 委員経験1回の方で、委員経験者
 - 第6順. 委員経験1回の方で、副委員長経験者
 - 第7順. 委員経験1回の方で、委員長経験者
 - 第8順. 委員経験1回の方で、役員経験者
- 第6条 きょうだいがいる場合、委員経験0回の保護者は上の子のクラスから選出し、委員経験1回以上の保護者は下の子のクラスから選出する。
- 第7条 1度役員ならびに委員長・副委員長を経験された保護者は、2回目以降の選出時には委員長・副委員長にならないよう配慮する。

(除外)

- 第8条 委員を除外される者は、PTA委員選出アンケートを実施した時点で、来年度に以下の項目に該当する方に限る。なお、除外項目に該当されている方で、立候補される方はこの限りではない。
- ①過去に委員を2回経験されている方（平成24年度以降）
 - ②校区こども会育成連絡協議会（校こ連）会長
 - ③こども会会長
 - ④幼稚園PTA会長
 - ⑤学童保育保護者会会長
 - ⑥0・1・2歳児がいる（現在、妊娠中の方も含む）
 - ⑦その他、執行部が除外と判断した方

第9条 第8条の除外項目②③④⑤の副会長・書記・会計は、委員長・副委員長にならないよう配慮する。

(選出)

第10条 学年委員会

1. 委員長・副委員長各1名は、委員選出時に新5年生の保護者から互選によって選出する。ただし立候補される方はこの限りではない。
2. 各学年から委員2名を互選によって選出する。
3. 選出対象者がいない場合、学年で協議を行い欠員が無いよう選出する。

第11条 地区委員会

1. 本校の校区を次の10地区に区分する。
 - ①下井
 - ②上郡
 - ③郡四丁目
 - ④郡五丁目東
 - ⑤郡五丁目西
 - ⑥郡山二丁目
 - ⑦さくら
 - ⑧みどり
 - ⑨郡三丁目一丁目
 - ⑩上穂積
2. 各地区が中心となって、委員を互選によって1名選出する。
3. 委員長・副委員長各1名は、各地区から選出された委員の中から、互選によって選出する。
4. 欠員が発生した時点で、地区から補充する。

第12条 家庭教育学級委員会

1. 委員長1名、副委員長2名を家庭教育学級生の中から互選によって選出する。
2. 欠員が発生した時点で、家庭教育学級生の中から補充する。

第13条 指名委員会

1. 6年生の保護者で小学校内にきょうだいがいない方から互選によって4名以上選出する。
2. 委員長・副委員長各1名は、委員の中から互選によって選出する。
3. 選出する際、第8条の除外項目①②③④は適用されない。
4. 会議の内容または選出に関するすべての秘密を守らなければならない。
5. 過去に1度、指名委員を経験された方は選出を除外する。ただし、立候補される方はこの限りではない。

第14条 教職員の委員選出については、委員数も含め学校長に一任する。

第15条 年度途中において委員長もしくは副委員長に欠員が生じた場合、当該委員の委員から選出し、委員に欠員が生じた場合、該当する学年から新たに選出する。

第16条 この規則は、運営委員会において出席者の2分の1以上の賛成により改定する事が出来る。

附則

本規則は、平成30年1月13日から実施する

本規則は、平成30年5月19日運営委員会において一部改正

本規則は、平成31年3月2日運営委員会において一部改正

本規則は、令和2年1月11日運営委員会において一部改正

本規則は、令和3年2月14日運営委員会において一部改正

茨木市立郡小学校PTA 慶弔規則

(目的)

第1条 茨木市立郡小学校PTA規約第39条により、会員・児童・教職員ならびに会員に準ずる学校職員（校医・校務員・給食調理員・介助員）に対する慶弔について定めるものとする。

(弔事)

第2条 弔事

1. 会員および児童の弔慰金等 5,000円
襦一對または相当品
2. 訃報の連絡が必要な場合は、役員が行う

(見舞)

第3条 見舞

児童の1ヶ月以上の欠席を要する傷病見舞金（災害・事故に限る） 5,000円

(その他)

第4条 本規則に定めない事項が発生した場合は、運営委員会で協議決定する。

第5条 この規則は、運営委員会において出席者の2分の1以上の賛成により改定することができる。

附則

本規則は、昭和50年6月23日から実施する

本規則は、平成30年5月19日運営委員会において一部改正

本規則は、令和2年1月11日運営委員会において一部改正

茨木市立郡小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 茨木市立郡小学校PTA（以下、「本会」という。）規約第37条により、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は総会資料等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

1. 会費集金、管理
2. その他の文書の送付
3. 役員・会員・委員会・登校班等の名簿の作成
4. 委員選出、並びに役員等の推薦活動
5. 広報誌、ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条 1 から4の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 本会は、第三者(第12条 1 から4の場合及び府、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・各委員会委員長・委員会委員に対して、定期的に個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

附則

本規則は、平成30年5月19日から実施する。